

議会改革特別委員会報告書

令和 8 年 8 月 19 日

八丈町議会 議会改革特別委員会

目次

はじめに	1
第1章 委員会について	2
第2章 議会改革に関連するこれまでの歩み	3
第3章 今後の課題・提言について	9

はじめに

令和4年10月の町議会議員選挙後の11月に行われた議会運営委員会において、議長から当該委員会に対して以下2点の諮問がありました。一つ目は、「議会基本条例の制定（主体は議会運営委員会でも特別委員会でも可）」、二つ目は「議員研修会の幅広い開催」です。この議長からの諮問に基づき、当議会では、これまで様々な議会改革への取り組みを行ってまいりました。

当初は、「タブレット導入検討委員会」や「議会運営委員会」にて議会改革に関する検討を行っていましたが、令和6年9月に「議会改革特別委員会」を設置後は、同委員会主導での取り組みとなりました。

本報告書は、これまで行ってきた議会改革の歩みを住民の皆様にご覧いただき、今後の議会改革の方向性についての提言を行うことで、議会に対する住民の皆様のご理解の参考としていただくことを目的としております。

令和8年8月19日

八丈町議会 議会改革特別委員会

委員長 真田 幸久

第1章 委員会について

令和6年9月10日の令和6年第三回定例会において、「議会改革特別委員会の設置」が決定されました。

1.委員会設置の目的

住民に開かれた議会の構築、ならびに議会の充実及び活性化を図るため、議会会議規則の見直しならびに議会基本条例の制定等に関する調査・研究を行い、もって町政の充実に資する議会改革を推進することを目的とする。

2.委員会の構成

定数は6名以内、現在の委員は以下の4名。

委員長	真田	幸久
副委員長	沖山	昇
委員	岩崎	由美
	浅沼	碧海

第2章 議会改革に関連するこれまでの歩み

1. 「タブレット導入」について

タブレット導入については、前議会（平成30年10月～令和4年10月）において導入が決まっていたものの、令和4年度中の納品困難との判断から、12月議会における一般会計補正予算において、全額減額（約990万円）が行われました。

令和4年12月

全員協議会（議員のみ）において、タブレット導入見直しについての協議が行われました。その中で、議長より委員会をつくり調査・検討をすすめる提案があり、推薦等の結果、タブレット導入検討委員会（非公式、以後委員会）は真田幸久、浅沼隆章、金川孝幸、浅沼碧海（委員長）、以上5議員（議席番号順）で構成されることとなりました。

令和5年1月

第1回委員会が行われ、①導入予定であったiPadは高機能で高価であり、使いこなせない可能性があることから当初は安価で単純なもので良い、②ペーパーレス化により執行部の印刷やチェック等の負担が軽減できる、③当面は、タブレットの購入やシステムの導入はせず、自身の持っているPCやタブレットの議会での試用期間とする、といった内容が協議されました。

令和5年2月

全員協議会（議員のみ）において、第1回委員会での協議事項の報告が行われ、協議の結果、1年間の慎重かつ詳細な検討後、本格導入をということとなり、まずは、3月議会からPC等の持ち込みと紙データ双方の試用期間とすることになりました。

令和5年6月

第2回委員会が行われ、①タブレットやアプリケーションを導入する理由（メリット・デメリット）をしっかりと検討していく必要、②調査の結果、コスト面だけでは導入の理由にはならない（試算の結果、紙・印刷代と作業に関わる人件費を合わせても年間50万円弱）、といった内容が協議されました。①については、国や都が推進する事業である、役場全体もDX化へシフトしている、住民とのデータの共有や情報開示にもつながっていく、議員間のデータ共有による議論の深化を図れる、といったプラス面の意見や、当初検討の導入金額の高さ、議員間でのIT知識格差、紙資料と比較した使い勝手などのマイナス面の意見も示されました。

令和 5 年 9 月

第 3 回委員会が行われ、①令和 6 年度予算にタブレット導入費を計上する、②タブレットは基本、モニターとしての役割で使用し、アプリケーションの導入も見送り、低コストでの導入とする、③タブレット本格導入後は印刷物の配布は行わない、以上 3 点について、全議員に対して提案することとなりました。

令和 5 年 12 月

全員協議会（議員のみ）において、上記提案が了承され、タブレット端末購入、議員への配布後は、当面、タブレットと紙資料を並行して利用する試用期間とすることになりました。なお、令和 6 年度当初予算において、タブレット購入費として約 157 万円（前議会時の約 990 万円から大幅減額）が計上されました。

令和 6 年 9 月

議会定例会終了後にタブレット配布を行い、令和 6 年 12 月議会、令和 7 年 3 月議会を紙資料とタブレット同時使用の試用期間とし、令和 7 年 6 月議会よりタブレットへの完全移行となり、現在に至っております。

2.議会基本条例について

令和 5 年 3 月

全員協議会（議員のみ）において、議会基本条例策定の進め方について協議が行われました。一議員としての活動では策定に向けての当事者の正当性が確保できないため、特別委員会を設置することや、議会運営委員会主導で行うかなどを決定する必要性、他自治体の条例を参考に 3～4 位の条例パターンを提示し、各議員がそれぞれ検討する案などが示されました。

令和 5 年 6 月

議会運営委員会において、資料を基に議会基本条例の基本的概念や標準的な規定内容、具体的な条例の紹介などが行われました。議会改革、議会をどのように改善・改革していくかに焦点を絞り、基本条例にするのか、会議規則の変更にするのかを、のちのち考えていく方向性が提案され、また、常任委員会の充実についても提案がありました。同月の全員協議会（議員のみ）において、資料を全議員に紹介し、内容の検討をお願いすることとなりました。

令和 5 年 8 月

議会運営委員会において、資料をもとに、すぐに取り組むことが可能と考えられる議会活性化・議会改革内容が提案されました。内容は以下の通りです。①議員毎の議案賛否公

開、②議会報告会や住民との意見交換会の開催、③一般質問要旨の事前開示、④一問一答方式の導入、⑤委員会による政策提言、積極的な議員間討論、参考人・公聴会の充実。これらの内容を、9月の全員協議会（議員のみ）において配布、説明を行うこととなりました。

令和5年9月

全員協議会（議員のみ）において、「すぐに取り組むことが可能と考えられる議会活性化・議会改革内容」の説明が行われました。住民との意見交換会については、今回に限り「議会だより編集委員会」ですすめることとし、段階的に推進主体を考えていくこととなりました。

令和5年10月

議会だより編集委員会において、「住民と町議会議員の懇談会」について協議を行い、同年11月17日午後7時～9時、役場大会議室での開催が決定され、その後、町広報への折り込みなどを活用し、住民の皆様への事前アンケートを実施いたしました。

令和5年11月

「住民と町議会議員の懇談会」を開催しました。事前アンケートをもとに、グループを3つに分け、テーマごとに話し合いを実施しました。グループは、高齢福祉・交通・その他（温泉・動物等）、子育て・教育1、子育て・教育2となりました。詳細については、町HPに掲載されています。

令和6年3月

議会運営委員会において、町職員が議会の進行状況を自席にて把握したいという執行部からの要望について協議を行い、了承されました。

令和6年6月

議会運営委員会において、「一問一答方式の導入」、「委員会による政策提言、積極的な議員間討論、参考人・公聴会の充実」、「広報広聴委員会設置」、「議会ライブ配信（一般質問含む全議案）」について、協議を行いました。

同月に行われた全員協議会（議員のみ）において、「一般質問 一問一答方式について」、「議会ライブ配信について」、「議員不足について」、「住民懇談会にかかる委員会設置について」、以上、4つの案件について、議会運営委員会より提案説明が行われ、内容について各議員が検討することとなりました。

令和 6 年 7 月

全員協議会（議員のみ）において、6 月に提案された 5 つの案件のうち、3 つについて協議を行いました。「一般質問 一問一答方式について」は、一括質問一括答弁方式と一問一答方式の併用（方式についても事前通告で）、反問権も含め、まずは 9 月からの試行として、既存会議規則の議長裁量の範囲内で行うこととなりました。

「住民懇談会にかかる委員会設置について」は、一問一答方式導入や議会ライブ配信までは議会運営委員会の範疇であるものの、他は範疇外と考えられ、議会改革特別委員会を設置し進めていくこととなりました。

「議会ライブ配信について」は、議会全体のライブ配信で想定されるコストについて、導入費用で 1,000 万円、経常経費が 100 万円、ランニングコストが月 100 万円位との内容が示され、費用が高額であることや、一般質問の映像視聴者も 3 桁を切っている中でこのコストを正当化できるかといった点も含め、調査しながら検討を継続することとなりました。

令和 6 年 8 月

全員協議会（議員のみ）において、議会運営委員会から議会改革特別委員会設置条例の提案が行われ、9 月議会にて議案を提出することが了承されました。また、公費で行っている視察や研修などについての各種報告書の提出・開示について提案があり、概ね同意を得られました。

同月に行われた議会運営委員会において、「住民と町議会議員の懇談会」の企画運営主体について協議が行われ、今回については、9 月議会での設置条例制定後に議会改革特別委員会が主体で行うこととなりました。

令和 6 年 9 月

議会定例会での「議会改革特別委員会」設置条例制定後から、同委員により「住民と町議会議員の懇談会」についての協議、準備が行われ、同年 10 月 21 日から 25 日の 5 日間、場所は町役場会議室で 2 日、坂上 3 地区各公民館で 1 日ずつ、午後 7 時～8 時 30 分での開催、とすることになりました。その後、町広報への折り込みなどを活用し、住民の皆様への事前アンケートを実施いたしました。

令和 6 年 10 月

「住民と町議会議員の懇談会」を 5 日間にわたり開催しました。初日は、参加者に話したい分野をお聞きし、福祉と人口減問題の 2 グループでの話し合いとなりました。2 日目は、グループを 2 つに分けての自由懇談、3 日目以降は自由懇談となりました。詳細については、町 HP に掲載されています。

同 10 月に行われた議会運営委員会において、研修視察に関して各常任委員会だけではなく、議会運営委員会や議会改革特別委員会等でも必要があれば研修、視察等を行うことの提案があり、予算枠を確保していくことに関しても概ね同意を得られました。

令和 6 年 12 月

全員協議会（議員のみ）において、議会改革特別委員会より「議会改革に関する外部講師による研修」の提案が行われ、了承が得られました。

令和 7 年 6 月～8 月

6 月より準備を進め、8 月 8 日に「議会改革と主権者教育」研修が行われました。議員向けの研修として企画しましたが、「地方議会のあるべき姿を実現するための議会改革の実際・実例」を知ることに加えて、「主権者教育のあり方」についても、議員だけではなく、住民の方々にも、ともに考える機会を持っていただくために参加の呼びかけを行い、議員 12 名全員と住民 5 名の参加での開催となりました。内容に関する特別委員会委員による報告書が町 HP に掲載されています。

令和 7 年 9 月

議会改革特別委員会協議会が行われ、「議員と住民の懇談会」ならびに「議会改革についての取組の整理と今後の対応」について、協議が行われました。懇談会については、テーマを「八丈町の社会福祉」とし、11 月 22 日（土曜日、試験的に休日開催）午後開催ということでまとまりましたが、10 月の台風 22 号、23 号の被害を受け、開催を見送ることと致しました。

令和 8 年 5 月

議会改革特別委員会において、「八丈町議会一般質問における質問方式及び執行部による反問権運用に関する要綱の制定について」、「八丈町議会議長選挙及び副議長選挙における所信表明の実施に関する要綱の制定について」、「委員会として取り組むべき事項についてのこれまでの検討内容と結果等」についての協議が行われました。要綱案については、6 月の議会運営委員会に提出することとなりました。「委員会として取り組むべき事項等」については、各委員で 7 月末までに検討を行うこととなりました。

同年 6 月に行われた全員協議会（議員のみ）において、「八丈町議会一般質問における質問方式及び執行部による反問権運用に関する要綱案」については了承され、「八丈町議会一般質問における質問方式及び執行部による反問権運用に関する要綱」は、全員協議会で承認を得た令和 8 年 6 月 12 日制定、令和 8 年 10 月 1 日施行となりました。

「八丈町議会議長選挙及び副議長選挙における所信表明の実施に関する要綱案」については、一部見直しが必要との意見があり、見直しの上、9月議会にて最終決定ということになりました。

また、「議会改革特別委員会がこれまで検討した内容と今後のあり方」についての資料が示され、意見等があれば7月末までに議会改革特別委員会に連絡ということとなりました。

第3章 今後の課題・提言について

令和6年9月の議会改革特別委員会設置前より、当議会では、様々な議会改革に取り組んでまいりました。以下は、検討内容と今後の課題・提言となります。

課題の検討にあたっては、主に二つの側面から検討を行ってきました。一つ目は、「住民との関係強化面」、二つ目は、「政策機能強化面」です。

1.住民との関係強化面

- ・ 会議の公開について
 - ・ 一般質問の録画公開については継続が必要と考えます。
 - ・ 議会全体のライブ配信導入については、執行部向けのみ実施済みで、住民向けは現状のニーズとコストのバランスから見送ったものの、一般質問以外の内容についてのタイムリーな開示についての検討が必要と考えます。
- ・ 議員の議案への賛否公開について
 - ・ 議会だより No.206（2023.6.5）にて、全員賛成以外の議案について、採決結果ならびに討論内容を開示済みで、今後も継続が必要と考えます。
- ・ 参考人・公聴会の充実について
 - ・ 現状、未実施であるが、委員会活動において活用の検討が必要と考えます。
- ・ 議会報告会・住民との意見交換会の開催について
 - ・ 参加にあたってのルール作り（話し合われた内容等を SNS などで公開することを控えるなど）や開催方法についての再考が必要と考えます。
 - ・ 担当委員会（広報広聴委員）の設置が必要であり、設置している他自治体議会等の調査を行う必要があると考えます。
- ・ 一般質問要旨の事前開示について
 - ・ 既に実施済みで、今後も継続が必要と考えます。
 - ・ 詳細な内容については、議会運営委員会終了後に開示可能とする検討が必要と考えます。
- ・ 議会審議への住民参加、議会モニター制度の導入について
 - ・ 他自治体議会の導入事例調査が必要と考えます。
- ・ 夜間・土日議会の開催について
 - ・ 他自治体議会の導入事例調査が必要と考えます。

2.政策機能強化面

- ・ 一問一答方式の導入について
 - ・ 令和 6 年 9 月議会より、一問一答方式、一括質問一括回答方式混在にて試験導入が行われました。八丈町議会会議規則第 54 条「質疑は、同一議員につき、同一の議題について 3 回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。」との規定を根拠に導入を行いました。「八丈町議会一般質問における質問方式及び執行部による反問権運用に関する要綱」が、令和 8 年 6 月 12 日に制定され、令和 8 年 10 月 1 日施行となりました。
 - ・ 今後、議会基本条例制定の必要性の判断とともに、制定となった場合には条例内の項目として含めるかどうかの検討が必要と考えます。
- ・ 首長等への反問権の付与について
 - ・ 令和 6 年 9 月議会より試験導入が行われました。「八丈町議会一般質問における質問方式及び執行部による反問権運用に関する要綱」が、令和 8 年 6 月 12 日に制定され、令和 8 年 10 月 1 日施行となりました。
 - ・ 今後、議会基本条例制定の必要性の判断とともに、制定となった場合には条例内の項目として含めるかどうかの検討が必要と考えます。
- ・ 積極的な議員間討論の実施について
 - ・ 議案に対する反対討論や賛成討論の発言だけではなく、論点に対するそれぞれの議員の考え方を討論する機会を設けることや、議員のみの全員協議会開催を増やし、積極的討論を促すことが必要と考えます。
- ・ 議決事項の追加について
 - ・ 現状、「議会の議決すべき事件を定める条例」の第 2 条「議会の議決すべき事件は、総合的かつ計画的な町行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする。」のみとなっていますが、各種計画についても、議決事項とすべき内容があるかの検討が必要と考えます。
- ・ 委員会による政策提言について
 - ・ 令和 6 年 4 月に両常任委員会にて所管事務調査を決定、実施済みで、議会に報告書を提出し、町 HP に掲載（令和 8 年 7 月末現在で総務文教委員会分のみ掲載）することになっています。
 - ・ 調査後に政策提言を行うことが望ましいと考えます。

- ・議員提案条例の提出について
 - ・令和 6 年 9 月定例会にて、議会改革特別委員会設置条例提出、可決されました。
 - ・令和 6 年 12 月定例会にて、八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例が提出、可決されました。
 - ・既存条例等の内容確認を行うことや、政策提案に必要な新規条例等必要であれば、提出に努めることが望ましいと考えます。

- ・外部専門家の活用について
 - ・外部専門家を招き、議会改革特別委員会主催の研修を実施（2025.8.8）しました。
 - ・研修等での外部人材活用や、町内の官民学産金との連携による勉強会等の実施が必要と考えます。
 - ・委員会等での積極的活用が必要と考えます。

- ・事務局体制の強化について
 - ・現状、1 名欠員状態にあります。
 - ・議員報酬増や政務活動費導入等で議員による政策立案能力向上を図るか、政策担当事務局員を外部から雇用するなどの検討が必要と考えます。

- ・通年議会制度等について
 - ・他自治体議会の導入事例の研究が必要と考えます。

- ・議長・副議長選挙における所信表明の実施について
 - ・令和 8 年 9 月議会にて、「八丈町議会議長選挙における所信表明実施に関する要綱」が制定される予定です。

3.今後の議会改革特別委員会のあり方

議会改革特別委員会は、現任期で役割を終えることとし、より広範な制度改革を扱うため、「議会制度調査特別委員会」を新たに設置し、議会 BCP（業務継続計画）策定を行うことなどを、次期議会に対して提言致します。